

## 普通貯金規定等で定める 解約等に係る別途表示の期間について

一定期間ご利用のない普通貯金等の貯金口座およびキャッシュカードにつきましては、犯罪等に不正利用される事例が見受けられます。

このため、当組合では普通貯金規定等に基づき、下記の条件に該当する貯金口座のご利用停止または解約をさせていただくことがあります。(\*1)(\*2)

なお、詳細につきましては窓口へお問い合わせください。

### 記

|              |                                                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①対象貯金口座 (*3) | 普通貯金口座・総合口座・貯蓄貯金口座等                                                                                                        |
| ②停止・解約条件     | 残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻しから下記③の期間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座                                                         |
| ③期間          | ○未利用期間が <u>3 年</u> 以上<br>…キャッシュカード取引のご利用を停止<br>○未利用期間が <u>5 年</u> 以上<br>…貯金取引のご利用を停止<br>○未利用期間が <u>10 年</u> 以上<br>…貯金口座を解約 |

長期間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にないかご確認ください。

(※1) 停止または解約されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

(※2) 貯金取引が停止された貯金口座・キャッシュカードを改めてご利用されたい場合や、解約された貯金口座に残高があり払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、窓口へお申し出ください。

(※3) 対象となる貯金規定等については以下のとおりです。

普通貯金規定第 14 条第 4 項、総合口座取引規定第 16 条第 5 項、普通貯金無利息型（決済用）規定第 14 条第 4 項、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定第 16 条第 5 項、貯蓄貯金規定第 15 条第 4 項、納税準備貯金規定第 14 条第 4 項、出資予約貯金規定第 12 条第 4 項、I C カード規定第 16 条第 3 項第 3 号、J A キャッシュカード（ローンカード）規定第 16 条第 3 項第 3 号、J A 法人キャッシュカード（ローンカード）規定第 14 条第 3 項第 2 号、法人用 I C カード規定第 16 条第 3 項第 3 号